産婦健康診査実施医療機関・助産所　各位

下関市保健部健康推進課

産婦健康診査の実施について（お願い）

　平素から下関市の母子保健事業にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。さて、下関市では、２０１９年４月１日より、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため産婦健康診査事業を実施することになりました。

下関市に住民票を有する産婦が、里帰り等により山口県外で産婦健康診査を受診された場合、健診料を助成させていただきますので、お手数をおかけいたしますが、健診の対応や健診結果の記入等にご協力賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

　１．内容

　【対 象 者】健診受診日において下関市に住民票がある産婦

　　　　　　　　①産婦健康診査（産後２週間）：産後　７日～２１日までの方

　　　　　　　　②産婦健康診査（産後１か月）：産後２５日～４５日までの方

　【回　 数】おおむね産後２週間及び産後１か月の２回以内

　【健診内容】**※すべての健診項目の実施をお願いいたします。**

　　　・問診（生活環境、育児状況、授乳状況、育児不安等）

　　　・診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）

　　　・体重・血圧測定・尿検査（蛋白・糖）

　　　・ｴｼﾞﾝﾊﾞﾗ産後うつ病質問票（EPDS）（※１）

　　　・育児支援ﾁｪｯｸﾘｽﾄ、赤ちゃんへの気持ち質問票（＊産後１か月健診は必要時のみ）

　　　　**※１）「Ⅱ ｴｼﾞﾝﾊﾞﾗ産後うつ病質問票（EPDS）」の記入がない場合は、産婦健康診査の助成対象外となります。産後２週間健診・産後１か月健診両方で実施してくださいますようお願いします。**

　【助 成 額】上限　５，０００円／回

　　　※定められた項目外の検査等で公費負担額を超える場合や治療については対象外と

なります。

　２．健診方法

　　　１）産婦が持参する受診票及び質問票の提出を受けてください。

　　　２）健診を実施してください。なお、産後１か月健診では、「Ⅰ 育児支援ﾁｪｯｸﾘｽﾄ」と「Ⅲ 赤ちゃんへの気持ち質問票」は必要な方のみ行ってください。

「Ⅱ ｴｼﾞﾝﾊﾞﾗ産後うつ病質問票（EPDS）」は必須となります。

　　　３）**産婦健康診査の健診結果を受診票に記入してください。**

　　　４）**健診結果を記入した受診票を産婦本人へお渡しください。**産婦が記入した質問

　　　　　票は返送不要です。産婦健康診査受診票の当該箇所へ、点数をご記入ください。

　　　５）産婦健診の結果、支援が必要な方については、問い合せ先へご連絡くださいま

すようお願いいたします。

【問い合わせ先】

下関市保健部健康推進課

母子保健係

℡（083）231-1447